

〔平 13.11.27〕  
〔総 19 - 1〕

# 説 明 資 料

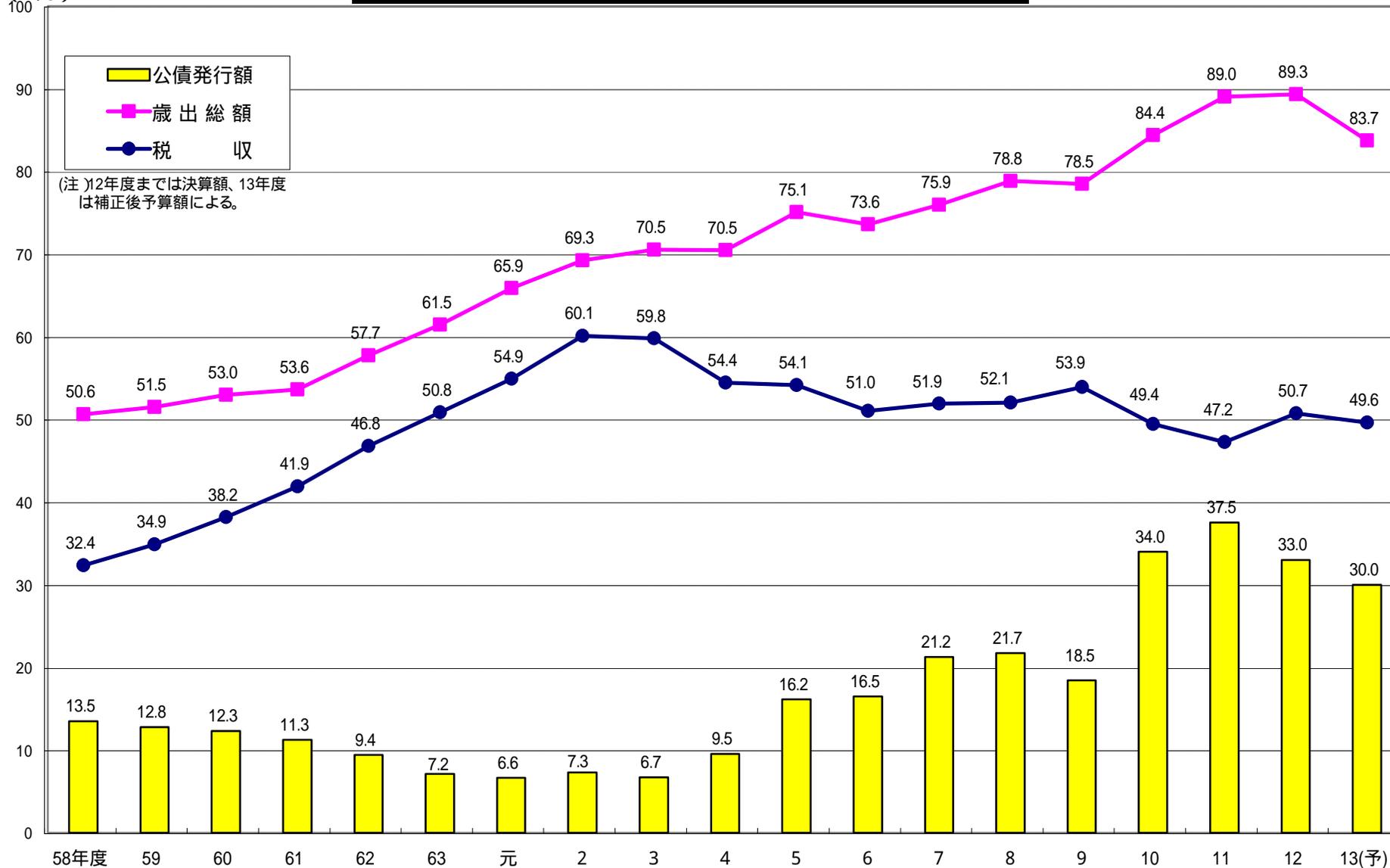
（ 検 討 に 当 た っ て の 視 点 ）

## 目 次

・ 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	1
・ 地方税収入の推移	2
・ 地方財政の財源不足の状況	3
・ 近年の税制改革等の流れ	4
・ 平成6年以降の主な税制の動き	5
・ 平成6年の税制改革以降の所得税・個人住民税減税（イメージ図）	6
・ 所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税＋地方税）	7
・ 国民負担率と財政赤字（対国民所得比）	8
・ 国民負担率の内訳の国際比較	9
・ 租税負担率の内訳の国際比較（国税＋地方税）	10
・ OECD諸国における租税負担率（対GDP比）の国際比較（1998年）	11
・ 租税負担率（対GDP比）の国際比較（国税）	12
・ 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（抜粋）	13
・ 改革工程表（抜粋）	14

# 一般会計収収、歳出総額及び公債発行額の推移

(兆円)

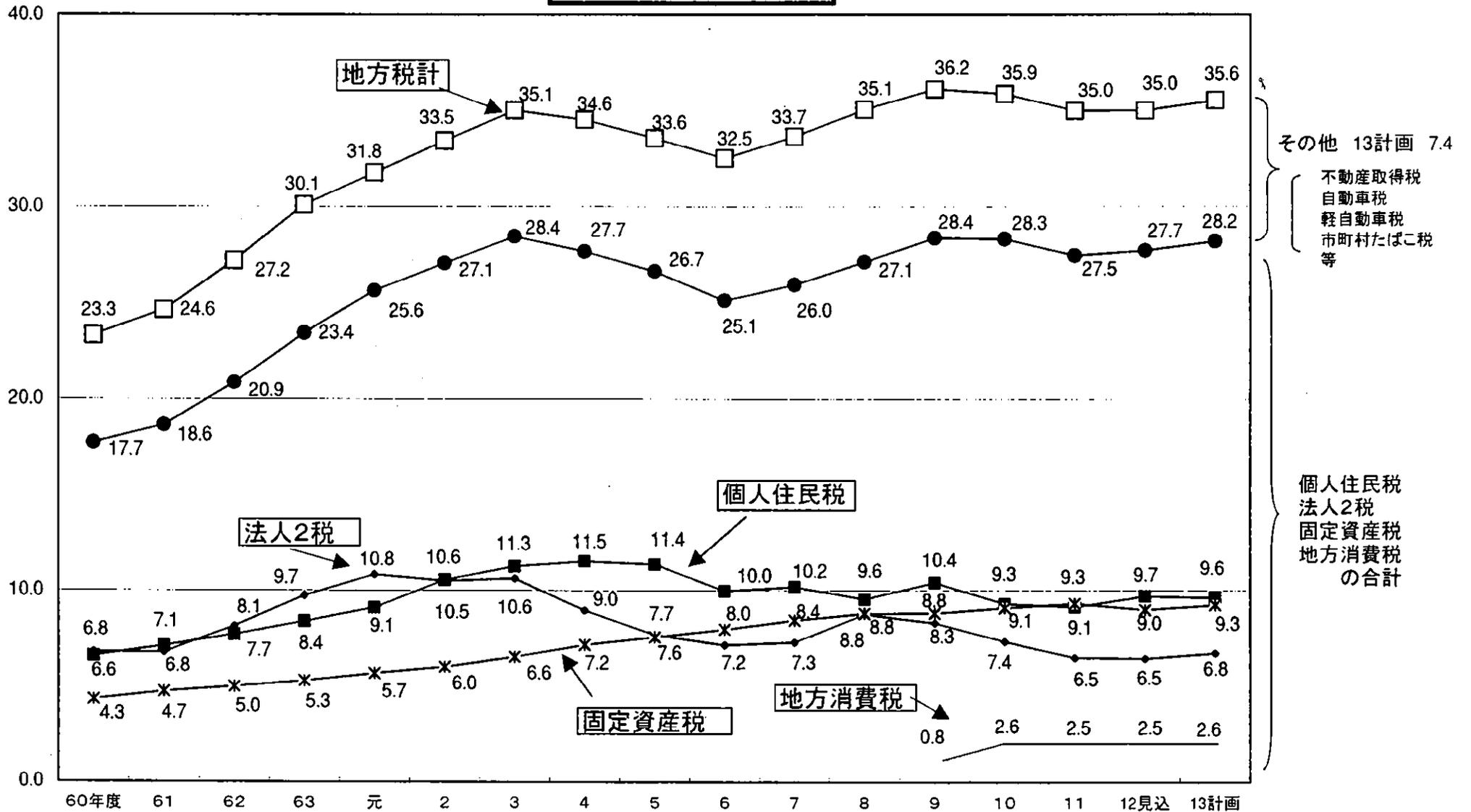


歳出に占める税収の割合 (%)

63.9 67.8 72.1 78.1 81.1 82.7 83.4 86.8 84.8 77.2 72.1 69.3 68.4 66.0 68.7 58.6 53.1 56.8 59.3

# 地方税収入の推移

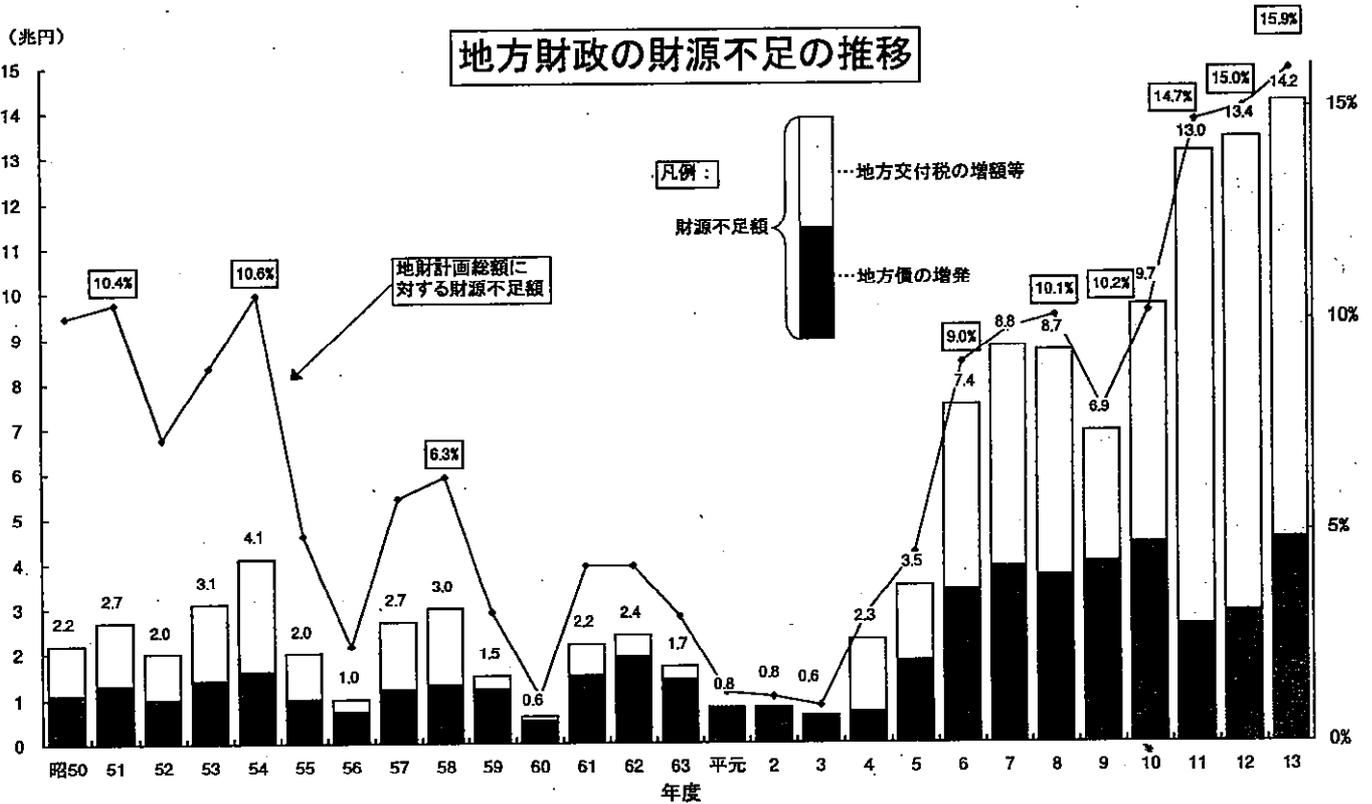
(兆円)



(注) 1 平成11年度までは決算額、12年度は決算見込額、13年度は地方財政計画額である。  
 2 個人住民税には、道府県民税利子割を含む。

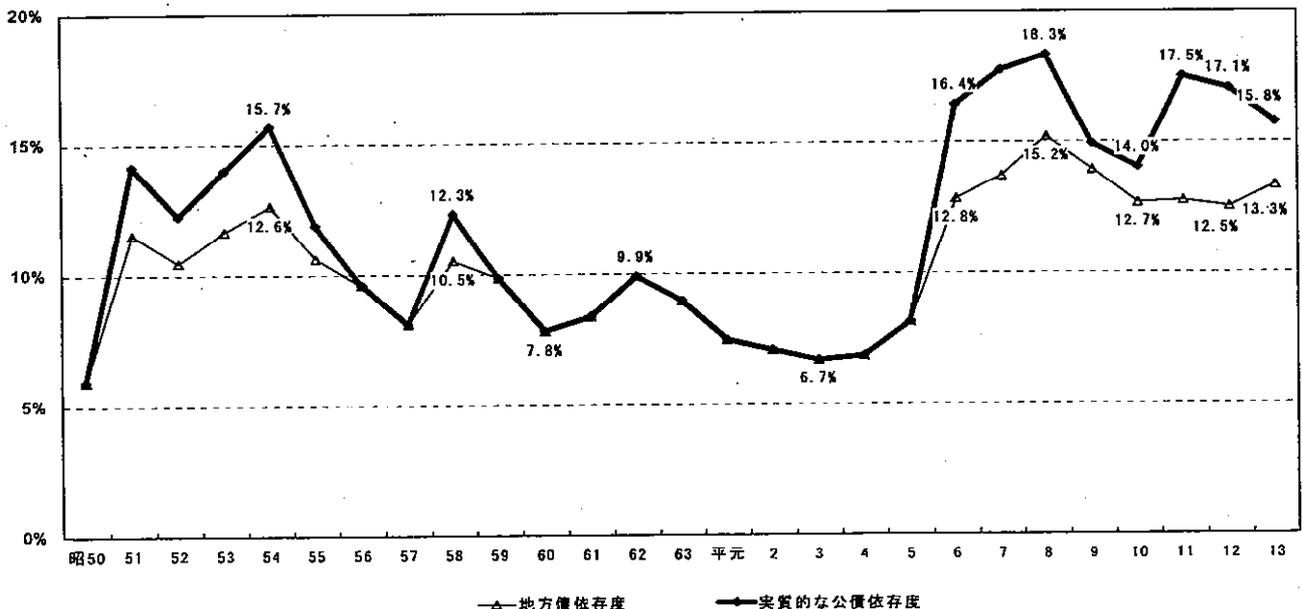
# 地方財政の財源不足の状況

- 地方財政の財源不足は地方税収等の落込みや減税等により平成6年度以降急激に拡大しており、平成13年度には14.2兆円と過去最高の財源不足となり、地方財政計画の15.9%にも達する規模となっている。
- 地方債と交付税特別会計借入金を合わせた実質的な公債依存度も平成6年度以降急激に上昇しており、平成13年度には15.8%となっている。



- (注) 1 財源不足額及び補てん措置は、補正後の額である(平成は当初ベース)。  
 2 地財計画総額に対する財源不足額の割合は、当初地財計画に対する割合である。  
 3 平成13年度の数値は平成13年度地方財政対策数値であり、精査の結果異動することがある。

### 地方債依存度及び実質的な公債依存度の推移



## 近年の税制改革等の流れ

税制改革等	背景(経済社会の状況等)	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
抜本的税制改革 (昭和63年12月等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得水準の上昇・平準化</li> <li>消費の多様化・サービス化</li> <li>人口構成の高齢化</li> <li>経済取引の国際化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率構造の累進緩和</li> <li>課税最低限の引上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ等 (平成元年4月1日~42% 40% 平成2年4月1日~40% 37.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税の創設</li> <li>個別間接税制度の整理合理化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税の減税 { 税率構造の累進緩和 基礎控除の引上げ 等</li> <li>利子課税の見直し</li> <li>株式譲渡益の原則課税化</li> </ul>
土地税制改革等 (平成3年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地価高騰による資産格差の拡大等</li> <li>土地基本法制定 (土地の公共性の基本理念)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税制度の見直し { 非課税範囲の拡大 中小特例措置の縮減 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地譲渡益課税の適正化</li> <li>地価税の創設 (平成4年より実施)</li> </ul>
税制改革 (平成6年11月等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口構成の高齢化の加速</li> <li>所得水準の上昇・平準化</li> <li>バブル崩壊と経済の低迷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別減税</li> <li>制度減税の法定 (平成7年より実施) { 税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>+ 特別減税(平成7年)</li> <li>+ 特別減税(平成8年)</li> </ul> </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税率引上げ等の法定 (平成9年度より実施) { 消費税率の引上げ (3% 4%) 中小特例措置の縮減 等</li> <li>地方消費税の創設(1%) (平成9年度より実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続税の減税 { 税率構造の累進緩和 基礎控除の引上げ 等</li> </ul>
法人税制改革等 (平成10年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済構造改革</li> <li>厳しい経済情勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別減税 (当初分+追加分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ (法人税 37.5% 34.5%) (法人事業税 12% 11%)</li> <li>課税ベースの適正化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地価税の課税停止</li> <li>土地譲渡益課税の軽減</li> </ul>
恒久的な減税等 (平成11年度等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい経済情勢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高税率の引下げ (65% 50%)</li> <li>定率減税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本税率の引下げ (法人税 34.5% 30%) (法人事業税11% 9.6%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税(国分)の福祉目的化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券取引税、取引所税の廃止</li> </ul>

# 平成6年以降の主な税制の動き

	主な動き	個人所得課税	法人課税	消費課税	資産課税等
平成6年	税制改革	特別減税(5.5%引) 制度減税の法定 (税率構造の累進緩和 課税最低限の引上げ)		消費税率引上げ等の法定 (消費税率の引上げ (3% 4%) 中小特例措置縮減等 地方消費税創設(1%))	・相続税の減税 ・固定資産税評価の均衡化・ 適正化(地価公示価格の7 割評価)
平成7年		先行減税の実施(3.5%引) 制度減税			
平成8年		+ 特別減税(2.0%引)			・土地譲渡益課税の軽減
平成9年	(財政構造改革法成立)	+ 特別減税(2.0%引)		消費税率引上げ等の実施 地方消費税の実施	・負担水準の均衡化を重視した 固定資産税負担の調整措 置の導入
平成10年	法人税制改革 (財政構造改革法凍結)	+ 特別減税 (当初分(2.0%引) 追加分(2.0%引))	・基本税率引下げ (法人税 37.5% 34.5%) (法人事業税 12% 11%) (実効税率 49.98% 46.36%) ・課税ベースの適正化		・地価税の課税停止 ・土地譲渡益課税の軽減
平成11年	恒久的な減税	恒久的な減税 個人所得課税(4.1%引) ・最高税率引下げ (65% 50%) ・定率減税	法人課税(2.5%引) ・基本税率引下げ (法人税 34.5% 30%) (法人事業税 11% 9.6%) (実効税率 46.36% 40.87%)	・消費税(国分)の福祉目的化	・有価証券取引税、取引所税 の廃止
平成12年					
平成13年			・企業組織再編成に係る税制の 整備		

## 平成6年の税制改革以降の所得税・個人住民税減税（イメージ図）

6年(度)分 7年(度)分 8年(度)分 9年(度)分 10年(度)分 11年(度)分 12年(度)分 13年(度)分

特別減税	制度減税	制度減税	制度減税	制度減税	制度減税	制度減税		
5.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5		
	特別減税 2.0	特別減税 2.0		特別減税 当初分2.0	恒久的な減税 4.3	恒久的な減税 4.1		
				追加分2.0				

抜本改革

先行減税の実施

消費税3%

5%（地方消費税1%分を含む）

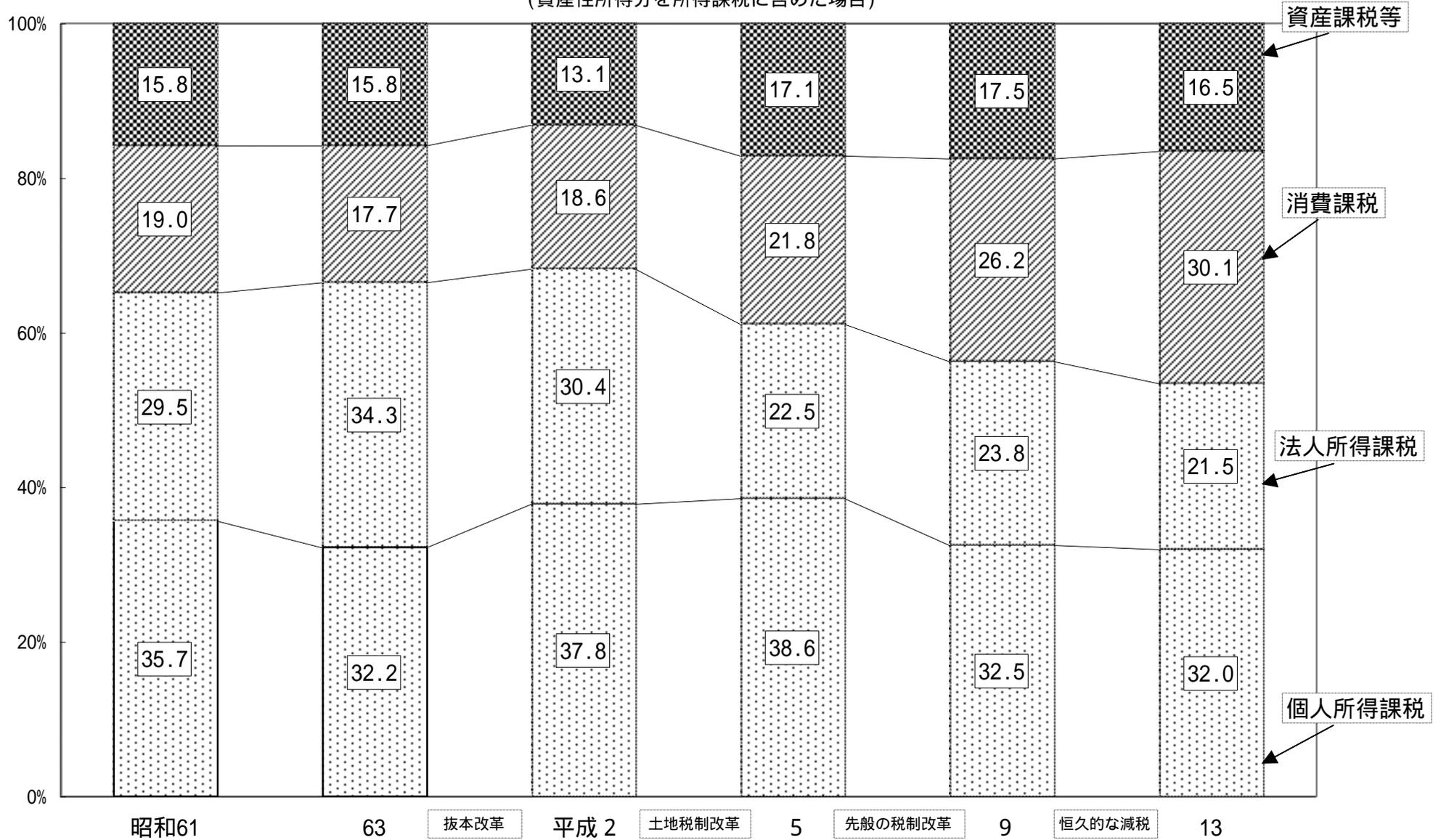
平成9年4月実施

恒久的な減税

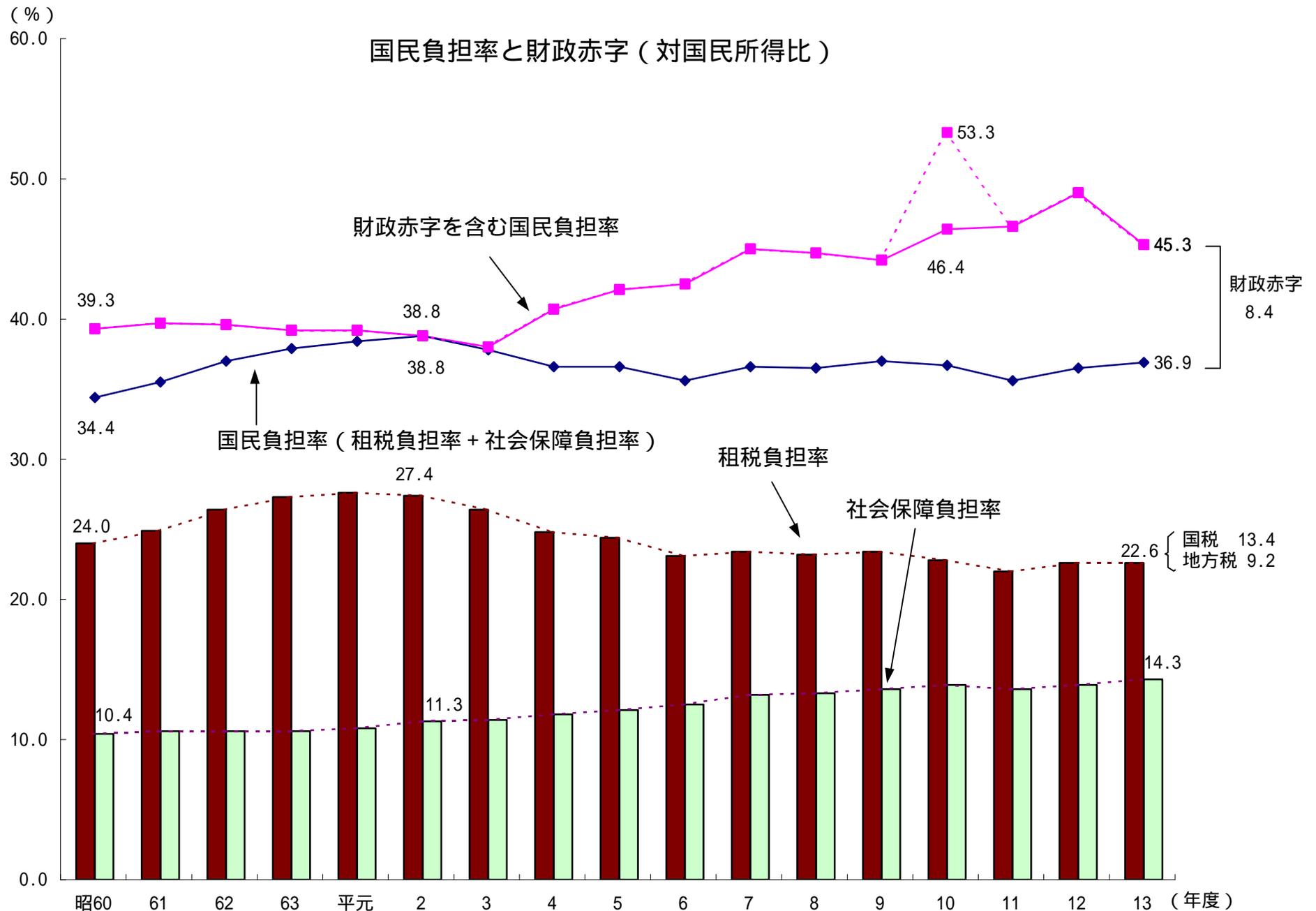
定率減税等

# 所得・消費・資産等の税収構成比の推移(国税+地方税)

(資産性所得分を所得課税に含めた場合)

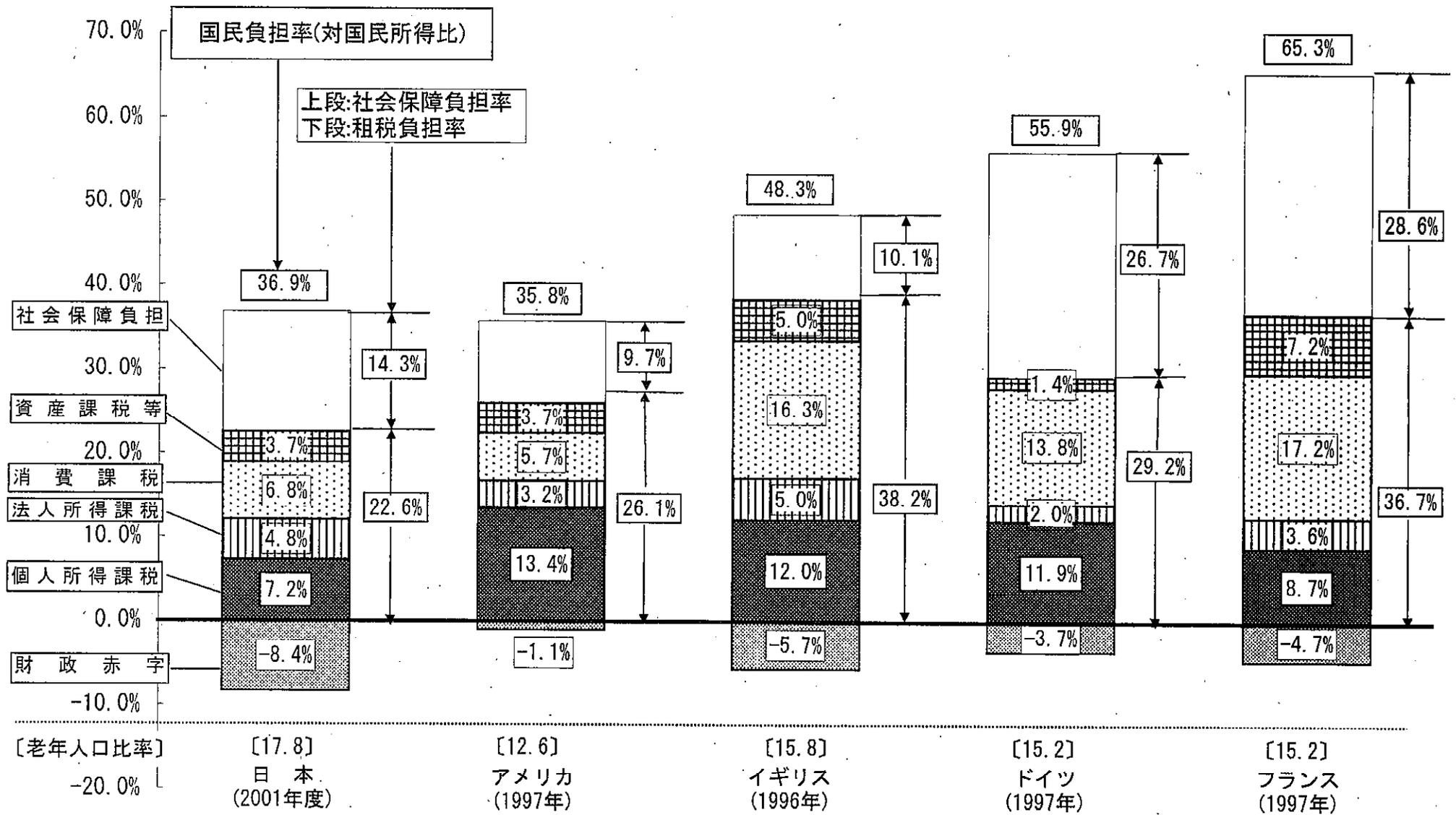


(注) 平成9年度までは決算額、平成13年度については、国税は当初予算額、地方税は見込額による。



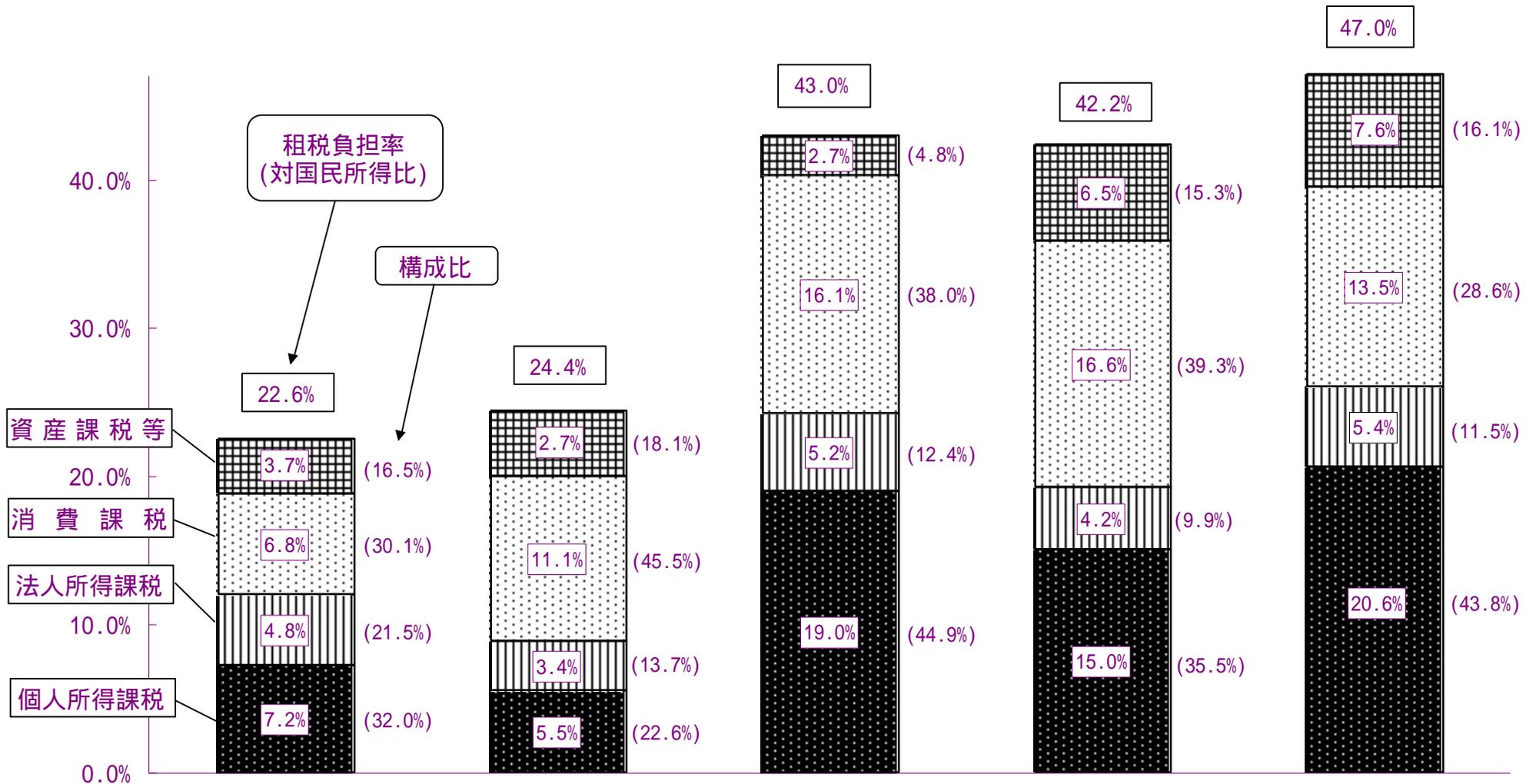
(注) 1. 平成11年度までは実績、平成12年度は実績見込み、平成13年度は当初見込みである。  
 2. 平成10年度の財政赤字を含む国民負担率は、財政赤字のうち国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る分を除いたベースが46.4%、これを含むベースが53.3%である。  
 3. 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

# 国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は13年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998 (OECD)」、 「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.8%)の内訳は国税3.0%、地方税1.8%  
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率は、日本については2001年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年の数値(国連推計による)である。

# 租税負担率の内訳の国際比較 (国税 + 地方税)



日本 (2001年度)

韓国 (1998年)

ベルギー (1998年)

イタリア (1998年)

カナダ (1998年)

財政収支

7.0%

6.9%

0.0%

0.3%

3.4%

債務残高

122.9%

6.0%

110.8%

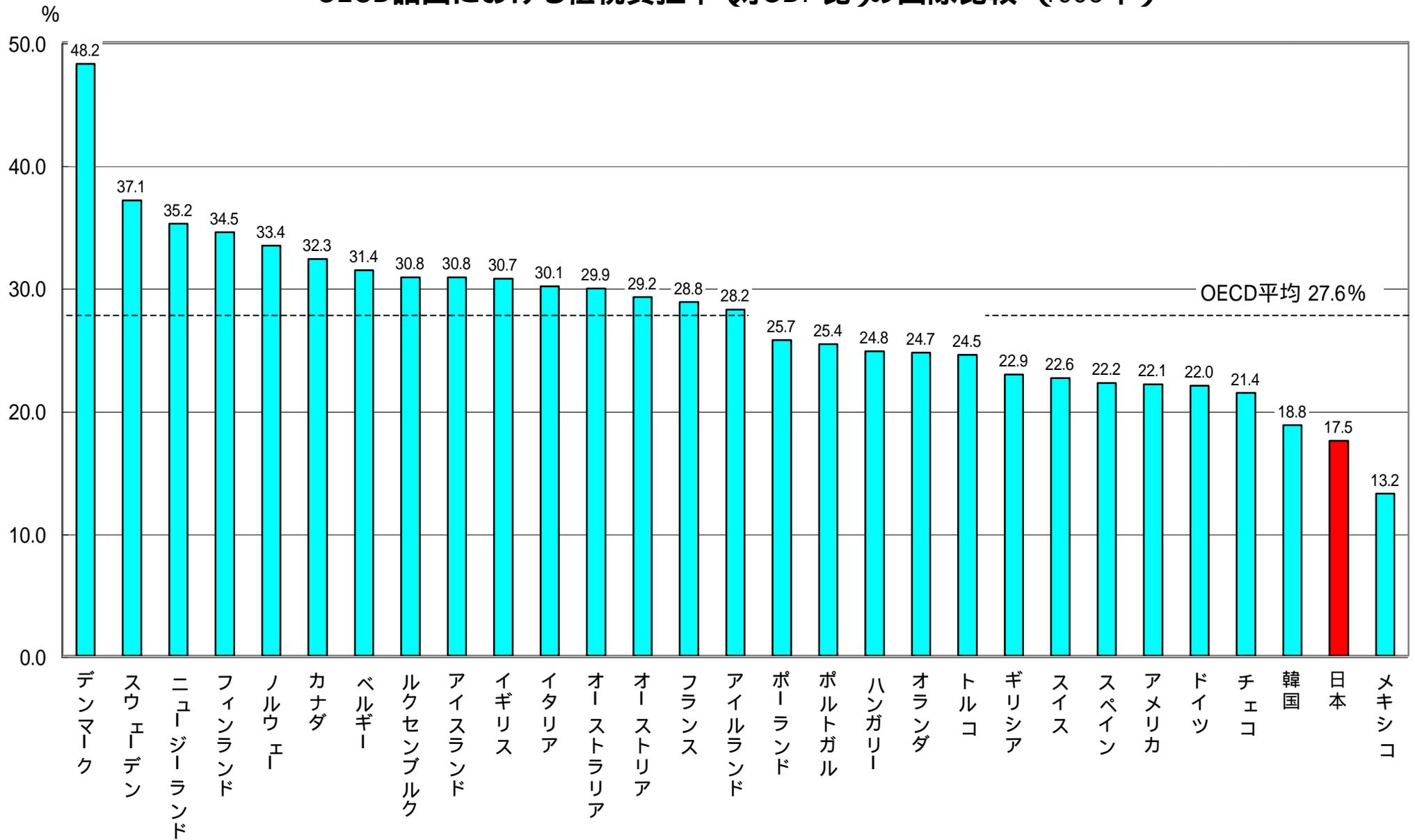
110.8%

104.9%

(対GDP比・2000年)

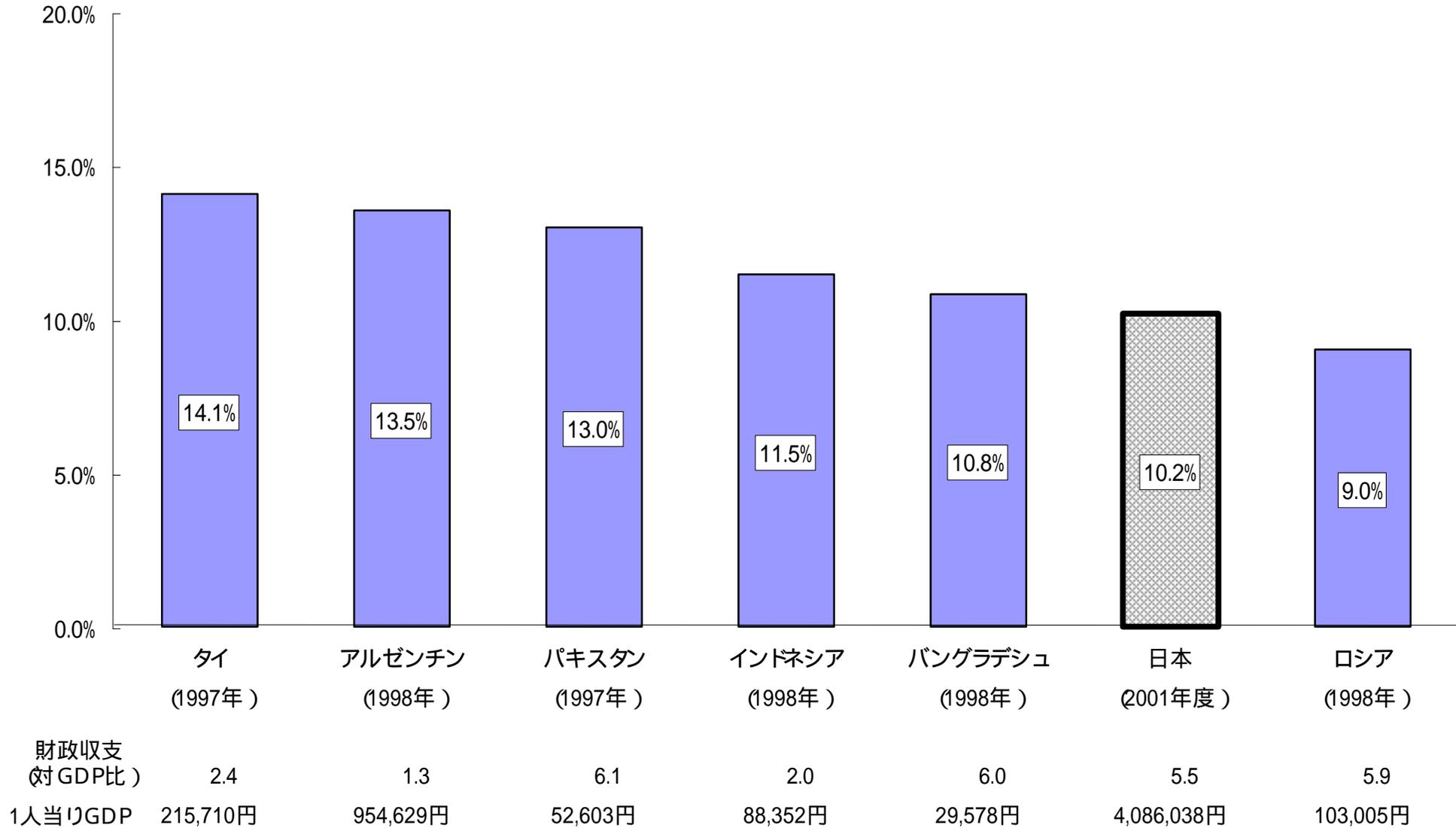
- (注) 1. 租税負担率については、日本は平成13年度当初予算ベース、日本以外は「Revenue Statistics 1965-1999(OECD)」による。  
 また、財政収支及び債務残高については、「OECD Economic Outlook 69」による。  
 2. 所得課税には資産性所得を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.8%)の内訳は国税3.0%、地方税1.8%。

# OECD諸国における租税負担率 (対GDP比) の国際比較 (1998年)



(注) 『OECD Revenue Statistics 2000』により作成。社会保障負担は含んでいない。ギリシアは1997年実績。

## 租税負担率 (対GDP比)の国際比較 (国税)



(注) 日本は13年度当初予算ベース。ただし、財政収支については1999年のもの。日本以外の国については、IMF Staff Country Report、IMF “International Financial Statistics” 等により作成。

# 今後の経済財政運営及び経済社会の 構造改革に関する基本方針（抜粋）

平成13年6月21日答申

平成13年6月26日閣議決定

## 第4章 個性ある地方の競争－自立した国・地方関係の確立

### 5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

#### (3) 地方税の充実確保

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方を見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

また、法人事業税の外形標準課税については、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえつつ、各方面の意見を聴きながら課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状態等も勘案して導入を図る。

# 改革工程表（抜粋）

分野名	改革の理念（考え方）	
自立した国・地方関係の確立	<p>「均衡ある発展」の本来の考え方を活かすために、「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向へと転換し、「自助と自律の精神」のもとで自立した国・地方関係を確立する。</p>	
	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	(略)	
II 臨時国会で措置	(略)	
III 10月以降に措置(IIを除く)	<p>○ 地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要である。その一環として、地方分権改革推進会議における事務事業のあり方及び税財源配分のあり方に関する調査審議を踏まえながら、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる。</p>	地方分権改革推進会議 総務省 財務省 税制調査会
(1) 14年3月までに措置	<p>○ 法人事業税の外形標準課税について、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえるとともに、景気の状態等も勘案しつつ、平成14年度税制改正に向け、各方面の意見を聞きながら、課税の仕組み等について検討。</p>	総務省 財務省 税制調査会
① 通常国会で措置	(略)	
② その他で措置	(略)	
(2) 14年度中に措置	(略)	
(3) 15年度以降に措置	(略)	